

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	03 岩手県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部若者女性協働推進室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 6 人、兼任 1 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	庁議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 38 年 11 月 1 日 根拠: 庁議運営規定
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	岩手県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 10 月 9 日
構 成 員	18 人 (女性 9 人、男性 9 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	いわて男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 3 月 日
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	☐ ※いずれか1つに○をつけてください。
女性活動推進法の推進計画と別に作成	

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岩手県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 10 月 9 日
	施 行 日	平成 14 年 10 月 9 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

		1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他: 平成年月日
目標値		平成 32 年度まで : 40%~61%	平成 年度まで %	
根 拠		いわて男女共同参画プラン(H28.3月改定)		
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律・政令・条例に基づき設置されている審議会等、法律に基づく委員会等、法律に基づく委員・相談員のうち社会教育委員(ただし、法令により職が指定されている委員が多数を占める6審議会等、法令により選挙で選出される委員が全部又は多数を占める2審議会等、委員定数が3名の3審議会等の計11審議会等を除く)		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(75)うち女性委員を含む審議会等数(73)	
	延総委員等数(1,232)	延女性委員等数(462)	女性比率(37.5)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(70)	
	延総委員等数(1,278)	延女性委員等数(396)	女性比率(31.0)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(※)	調査時点コード	1	審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(33)	
	延総委員等数(715)	延女性委員等数(221)	女性比率(30.9)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)	
	延総委員等数(68)	延女性委員等数(16)	女性比率(23.5)	
目標値以外の目標設定		の数が委員総数の40%未満とならない構成を目指すものとし、平成32年度までにこうした審議会等の数		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 (公表 ・非公表) ・無 ○ 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 (平成 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・無 委員の公募 有 ○ ・無 そ の 他 ()		

注(※) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会等のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況

2-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比 率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比 率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	294	12	4.1	20	0	0.0	48	4	8.3	226	8	3.5
	うち一般行政職	210	10	4.8	17	0	0.0	37	3	8.1	156	7	4.5
支庁・地方事務所等	計	419	26	6.2	6	0	0.0	67	0	0.0	346	26	7.5
	うち一般行政職	181	6	3.3	6	0	0.0	23	0	0.0	152	6	3.9
全体	計	713	38	5.3	26	0	0.0	115	4	3.5	572	34	5.9
	うち一般行政職	391	16	4.1	23	0	0.0	60	3	5.0	308	13	4.2
再掲	警察関係	108	0	0.0	0	0		11	0	0.0	97	0	0.0
	教育委員会	40	4	10.0	0	0		3	1	33.3	37	3	8.1

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	624	70	11.2	886	182	20.5
	うち一般行政職	440	57	13.0	594	147	24.7
支庁・地方事 務所等	計	1,600	369	23.1	2,763	1,211	43.8
	うち一般行政職	692	95	13.7	882	226	25.6
全体	計	2,224	439	19.7	3,649	1,393	38.2
	うち一般行政職	1,132	152	13.4	1,476	373	25.3
再掲	警察関係	260	4	1.5	579	47	8.1
	教育委員会	175	30	17.1	262	94	35.9

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	49	2	4.1	129	22	17.1	90	18	20.0
	うち一般行政職	41	2	4.9	106	19	17.9	71	13	18.3
支庁・地方事 務所等	計	67	5	7.5	261	58	22.2	283	130	45.9
	うち一般行政職	8	1	12.5	149	19	12.8	125	37	29.6
全体	計	116	7	6.0	390	80	20.5	373	148	39.7
	うち一般行政職	49	3	6.1	255	38	14.9	196	50	25.5
再掲	警察関係	6	0	0.0	19	0	0.0	48	3	6.3
	教育委員会	3	1	33.3	38	4	10.5	15	7	46.7

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期 研修(4 週間以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希望	その他(具体的にご記入ください)
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○		○			○	○			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦 教育委員会:勤務成績、昇任試験(それ以外)、経験年数、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(それ以外)、部局等の推薦、経験年数、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による審査種別の差別化)
補佐級	○		○			○	○		○	○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦 教育委員会:勤務成績、昇任試験(それ以外)、経験年数、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(それ以外)、部局等の推薦、経験年数、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選抜審査受考資格、駐在所勤務年数による加点等)
係長級	○		○			○	○		○	○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数、本人の希望 医療局:勤務成績、部局等の推薦 教育委員会:勤務成績、昇任試験(それ以外)、経験年数、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験(それ以外)、部局等の推薦、経験年数、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選抜審査受考資格、駐在所勤務年数による加点等)

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇 任 試 験	1,207	83	6.9
昇 格 試 験	0	0	

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体		694	327	47.1
うち 上級		340	119	35.0
うち一般行政職		228	76	33.3
うち 上級		111	30	27.0
うち警察関係		90	16	17.8
うち 上級		33	5	15.2

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	岩手県男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日	施設形態	単独施設 ☐ 複合施設	
所在地等	郵便番号：020-0045 住 所：岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号いわて県民情報交流センター(アイーナ)6階 電話番号：019-606-1761 FAX番号：019-606-1765 ホームページ：http://www.aiina.jp/danjo/index.html			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ☐ 指定管理者(名称：NTTファシリティーズ・株式会社東北博報堂・鹿島建物総合管理株式会社・岩手県) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ☐ その他(業務委託：NPO法人インクルいわて)			
職 員 数	常勤 6 人、非常勤 6 人	予算額	平成29年度 8,686	千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ☐ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「いわてdeともに通信」発行、いわて男女共同参画フェスティバルの開催) ☐ 2. 講座(主な事項： ター養成講座、出前講座(男女共同参画、仕事と生活の調和、ドメスティック・バイオレンス等)) ☐ 3. 相談事業(主な事項：門相談(法律)、男性相談、女性の就労相談、LGBT相談※配偶者暴力防止相談支援センタ) ☐ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、資料、ビデオの配架) ☐ 5. 苦情処理(主な事項) ☐ 6. 交流促進(主な事項 男女共同参画ネットワーク構築事業) ☐ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 男女共同参画、仕事と生活の調和、ドメスティック・バイオレン) ☐ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ☐ 9. 調査研究(主な事項) ☐ 10. その他(主な事項：)			

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 名称等： ☐ 無	加盟団体数		
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 ☐ 無	会 員 数		
活 動 内 容	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容：)			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

☐ 1. 担当者連絡会議の開催 ☐ 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 ☐ 4. 関係情報の収集提供 ☐ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 利：) 概 要： 7. その他 (内容：)	
--	--

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

☐ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ☐ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ☐ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

☐ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容：)
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	37,726	38,689	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00354 %	0.00395 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

	項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無	○	○
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: いわて子育てにやさしい企業等認証制度(2.7.8.9.12)

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: いわて子育てにやさしい企業等表彰制度(2.7.8.9.10.12)、いわて働き方改革アワード

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	いわて女性の活躍促進連携会議
2 現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 男女がともに支える社会に関する意識調査
公表周期	3 年	不定期
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 県広報媒体による広報 ・ 街頭啓発 ・ ・ 2. 表彰 ・ 男女共同参画社会づくり功労者表彰 ・ 男女共同参画社会づくりチャレンジ表彰 ・ ・ 3. 講座 ・ 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する普及啓発事業 ・ 女性キャリアアップセミナー ・ 女性活躍のための経営者研修 ・ 男性の理解・協力促進 ・ 配偶者からの暴力被害者支援関係職員研修会 ・ 平成29年度地方行政機関相談機能回復研修 ・ DV防止基礎セミナー ・ ・ 4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 男性相談 ・ 専門相談(法律) ・ 女性の就労相談 ・ LGBT相談 ・ ・ 5. 情報収集・提供 ・ ・ ・ 6. 苦情処理 ・ 岩手県男女共同参画調整委員 ・ ・ ・ 7. 交流促進 ・ 岩手で輝く女性交流会 ・ イクボス企業のネットワーク構築支援 ・ ・ ・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性活躍に関する出前講座 ・ ・ いわて女性の活躍連携促進会議 ・ ・	HP等による広報 6月:男女共同参画の推進のため、街頭でのミニコンサート、啓発物品の配布を行う。 11月:DV被害防止のため、ショッピングセンターでのミニコンサート、啓発物品の配布を行う。 男女共同参画社会づくりに特に著しい功績が認められる個人・団体を男女の様々な分野におけるチャレンジや、新たな領域を切り開くなどの先導的事例を示したと認められる団体・個人を表彰 男女共同参画の視点からの防災・復興に関するワークショップ 将来において目指したいと思うモデルとなる女性を学生や若手社員等にし、今後のキャリア形成に生かすとともに、女性自身がキャリアアップするために必要なスキルを学ぶことにより、女性が活躍できる社会の形成に寄与する。 女性の活躍を推進するためには、経営者や管理職がワーク・ライフ・バランスや女性登用について理解し、事業所でトップが率先して取り組むことが重要となることから、経営者や管理職の理解を深めることを目的とした研修を実施する。 女性の活躍を推進するためには、周囲の理解と協力が不可欠であることから、夫婦等パートナーで参加できる研修や、男性視点からワーク・ライフ・バランスを理解する講座を開催し、男性(家族)の理解と協力を得る。 配偶者暴力相談支援センターや市町村等で相談業務を行う職員を対象に、配偶者からの暴力に関する知識の習得と相談技能の向上を目指し、専門的・実践的な研修を行い、相談・保護体制の充実を図る。 東日本大震災により低下した被災市町村の相談機能の回復を支援するため、の配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター及び市町村の窓口の相談担当者並びに生活支援相談員及び復興支援員を対象とする研修を企画し、実施する。(実施主体:内閣府、受託事業者:(一財)大阪府男女共同参画推進財団) DVに関する基礎知識の普及・啓発と被害者支援を行う人材育成を目的とした研修を実施する。 男女共同参画に関する一般相談(DVに関するものを含む) 男女共同参画に関する男性相談 男女共同参画に関する法律相談 女性活躍推進法に基づき関係機関の紹介や有用な情報提供を行う 性指向や性別の違和感などの相談 男女共同参画に関する苦情及び相談の処理 活躍している女性の活動を発信する機会として交流会を実施 イクボスの普及と併せて、イクボス企業のそれぞれの取組を共有できるネットワーク構築を支援し、企業が自主的に取組を進めていく基盤を整備する。 企業や団体が主催する女性の活躍促進に関する研修会等へ講師を派遣することにより、女性自身の能力開発及び周囲の理解協力を推進する。 経済団体や産業団体による連携会議を実施。また、分野ごとの取組を推進するための部会を設置	相談員4人 月1回 月1回 週5日(平日のみ) 週1日、4時間	

9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
・			
10. 調査研究			
・			
・			
11. その他			
・ 市町村男女共同参画担当課長・DV防止対策担当課長	男女共同参画及びDV防止対策に係る情報交換等を行う。		
・ 岩手県配偶者暴力防止対策連絡協議会	「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を総合的、計画的に推進し、配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関を交えた協議会を開催		
・ 緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業	配偶者又は交際相手からの暴力及びストーカー行為等により、身の危険を感じ、十分な所持金がないなど、緊急に避難又は保護を要する者の安全を確保する。		
・ 配偶者能力被害者自立支援事業被補助	配偶者からの暴力被害者及びその同伴する児童、その他の共に保護を要する者の自立に向けた生活を支援するため、DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し、自立しようとする場合において、当面する生活資金などを支援する事業を行う場合に要する経費に対し補助金を交付する。		
・ 女性活躍企業認定制度の創設	一般事業主行動計画の策定などを基準として、岩手県独自の「女性活躍認定制度」を創設する。		
・			
・			
・			

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

	1:平成29年4月1日	【その他: 平成 年 月 日
--	-------------	----------------

議 会 名	岩手県議会			
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1		
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。			
	3. その他(欠席の例がない、不明等)			
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1		
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。			
	3.その他			
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。				
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他			
配偶者の出産	2			
育児	2			
家族の看護	2			
家族の介護	2			
疾病	1			
その他 (具体的に事由を記載してください)	3			
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。				
規 則 名	岩手県議会会議規則(昭和31年岩手県議会規則第1号)第2条			
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。				
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				

都道府県名 03 岩手県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性 任期:平成 27 年 9 月 11 日 ~ 平成 31 年 9 月 # 日
副知事	1 人 (女性 人、男性 1 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	72	11	15.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	11	15.5	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	3	10.0	
	8号 官主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	8	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	8	47.1	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	20	2	10.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	28	12	42.9	
	7 精神医療審査会	20	3	15.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	10	4	40.0	
	9 都道府県医療審査会	22	6	27.3	
	10 准看護師試験委員会	11	5	45.5	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	19	7	36.8	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7	
	14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	11	1	9.1	
	18 建築審査会	5	2	40.0	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	20	7	35.0	
	21 開発審査会	7	2	28.6	
	22 私立学校審議会	10	5	50.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30 介護保険審査会	15	3	20.0	
	31 都道府県固定資産評価審議会	10	3	30.0	
	32 感染症の診査に関する協議会	45	14	31.1	
	33 警察署協議会	147	69	46.9	
	34 土地収用事業認定審議会	6	2	33.3	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	59	1	1.7	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
×	43 留置施設視察委員会				
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45 指定難病審査会	11	0	0.0	
	46 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	48 国民健康保険運営協議会				
	49				
	50				
	51				
	合 計	715	221	30.9	
	女性委員0の審議会数	2			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
--	-----------	-------------	----------------	----------------	-----

1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	9	3	33.3	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
合 計		68	16	23.5	
女性委員0の委員会数		0			